

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択を求める陳情書

一、 陳情の趣旨

日頃、地域住民の暮らしと安全、人権を守るために奮闘されている半田市議会議員の皆さまに心から敬意を表します。私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体の「日本国民救援会知多中央支部」です。冤罪事件を無くし、冤罪被害者を支援する運動をしています。

裁判で確定した判決でも、もし冤罪のおそれがあるならば、基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが大切と思います。

多くの冤罪事件では、検察は再審開始決定が出て、裁判に应诉るのではなく、開始することに不服申し立て（上訴）をして、結果的に「再審は開かずの扉」となっています。さらに検察は、集めた証拠のうち有罪証拠のみを法廷に提出し、無罪証拠は出さないというのが実際です。

現在、再審制度は刑事訴訟法の中に規定がありますが、条文数は19条のみで、大ざっぱな規定となっています。再審請求しても、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているため、何年も放置されて、審理が進まないのが実態です。私たちは少なくとも次の3点が加味された法改正が必要と考えています。

1. 再審における検察手持ち証拠の全面開示
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止
3. 再審手続きの整備

二、 陳情の項目

1. 半田市議会での「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択

令和 3年 8月10日

半田市議会議長 渡 邊 昭 司 殿

陳情者 住所

氏名

